

# 太陽光発電ビジネスの現状と法的課題について ——FIT制度及びスラップ訴訟を中心に——

高 田 寛

## I. はじめに

21世紀に入り早くも20年近くが過ぎようとしているが、現在、人類は大きな岐路に立っていると言えよう。その一つが地球の温暖化の問題である。地球の温暖化対策は、前世紀からさかんに議論・検討されてはきてはいるが、未だに抜本的な解決策を見出せない状況が続き、我々人類にとって、早急に解決すべき喫緊の課題の一つである。

地球の平均気温は1906年から2005年の100年間の間に0.74℃上昇しており、長期的に上昇傾向にあることは疑いの余地はない。このままで行けば、2100年には地球の平均気温は最大推計で6.4℃上昇するという報告もなされている<sup>1)</sup>。異常気象のみならず海面上昇もすでに現実のものとなっている。その主な原因が、人間の経済活動によって排出された二酸化炭素などの温室効果ガス<sup>2)</sup>である。この温室効果ガスの排出を抑制するため、近時、再生可能エネルギーが注目を集めている。中でも、太陽光発電は、太陽の自然光によって電気エネルギーが得られるため、その利用促進が加速している

世界の太陽光発電は、2016年末時点で、累計ですでに303GW（ギガワット）に達し、中国が78.1GWと一番多く、世界の25.8%を占めている。わが国は中国に次いで多く42.8GWの発電量であり、世界の14.1%を占めている。3位はドイツの41.2GW（13.6%）、4位が米国の40.3GW（13.3%）、その後、イタリア、イギリス、インドと続く<sup>3)</sup>。また、世界の新規の太陽光発電量の伸び率は、2012年では31GWであったものが、2016年には75GWと、4年で2倍以上となっている<sup>4)</sup>。このように、世界の太陽光発電の普及が急速に拡大しつつある。

わが国では、2018年7月3日に、新しいエネルギー基本計画である第5次エネルギー基本計画<sup>5)</sup>が閣議決定された。わが国のエネルギー基本計画は、2002年6月に制定された「エネルギー政策基本法」<sup>6)</sup>に基づいて政府が策定するものである。今回の第5次エネルギー基本計画を受けて、経済産業省は将来的な電源構成の見通しとして、2030年における長期エネルギー需給見通し（以下「2030エネルギーミックス」という。）<sup>7)</sup>の具体的な目標値を公表した<sup>8)</sup>。

これによると、2030年度の電源構成では、再生可能エネルギーの比率を22～24%にするとし、中でも太陽光発電の比率を全体の7.0%にすることを目標に掲げている<sup>9)</sup>。このようにわが国でも、太陽光発電は順調に普及していると言える。しかし、この普及の陰に問題が多いのも事実である。中でも、再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度（後述）及び住民訴訟におけるスラップ訴訟（後述）は、今後、太陽光発電事業にとって、無視できない問題として存在する。太陽光発電をさらに普及させるには、これらの問題を早急に解決する必要があるであろう。

本稿では、現在の太陽光発電ビジネスの現状を概観し（Ⅱ）、これらの法的な問題として主に、

固定価格買取制度（Ⅲ）及び環境破壊と住民訴訟、特にスラップ訴訟（Ⅳ）について検討を加え、最後に今後の法的課題（Ⅴ）を考察し、若干の提言を行いたい。

## Ⅱ. 太陽光発電ビジネス

### 1. 太陽光発電とは

太陽光発電とは、太陽電池の光起電力効果<sup>10)</sup>を用いて太陽の光エネルギーを直接電力に変換する仕組みのことである。「JIS C 8960 太陽光発電用語」<sup>11)</sup>では、太陽光発電を「太陽光のエネルギーを直接電気エネルギーに変換する発電方式。光起電力効果を利用した太陽電池を用いるのが一般的である。」と定義している<sup>12)</sup>。

太陽光発電に使用される太陽電池は、結晶系シリコン太陽電池、化合物系太陽電池、有機系太陽電池の3種類がある<sup>13)</sup>。このうち、結晶系シリコン太陽電池が市場の大半を占めており、これには、単結晶シリコン太陽電池、多結晶シリコン太陽電池、薄膜系シリコン太陽電池の3種類がある。

単結晶シリコン太陽電池は、光エネルギーを電気に変換する変換効率<sup>14)</sup>が高いのが特徴であるが製造コストが高い。これは、産業用やメガソーラー<sup>15)</sup>といった事業用発電に利用されており、国内のメーカーでは、シャープ、三菱電機、パナソニックなどが製造している、一方多結晶シリコン太陽電池は、製造が容易で安価であるため、市場で最も多く使用されている。ただし、単結晶シリコン太陽電池に比べ変換効率が低いという欠点がある。これは、主に住宅用発電に利用されており、京セラ、シャープ、三菱電機などが製造している。薄膜シリコン太陽電池は、低コストでの生産が可能であり、産業用や事業用発電などに利用されている<sup>16)</sup>。

一般的なシリコン太陽電池は、太陽の光エネルギーを直接電気に変換する半導体の一種であり、n型半導体とp型半導体を積み重ねた構造を持つ。シリコン太陽電池の表面に光が当たると、プラスとマイナスをもった粒子（正孔と電子）が発生し、マイナスの電気（電子）はn型半導体の方へ、プラスの電気（正孔）はp型半導体の方へ移動することで電気が流れる<sup>17)</sup>。これにより、電力が生じる。

太陽光発電システムは、太陽電池のほか、太陽電池で発電した直流電力を交流電力に変換するための装置である「パワーコンディショナー」、太陽電池からの直流配線を一本にまとめてパワーコンディショナーに送るための「接続箱」、電気事業者に売った電力及び電気事業者から購入した電力を計量する「電力量計」等からなる<sup>18)</sup>。

太陽光発電システムの構成単位としては、「セル」、「パネル」及び「アレイ」がある。「セル」は、太陽電池の基本単位であり、太陽電池素子そのものである。「セル」を必要枚数配列した上で、屋外で利用できるように樹脂や強化ガラスで保護・パッケージ化したものが「パネル」<sup>19)</sup>であり「モジュール」とも呼ばれる。「パネル」を複数並べて接続したものが「アレイ」である<sup>20)</sup>。

太陽光発電の特徴としては、以下のようなものがある<sup>21)</sup>。

① エネルギー源は太陽の自然光である。

エネルギー源が太陽光であるため、基本的に設置する地域に制限がなく、導入しやすい。

② 特別な用地を占有しない

屋根、壁などの未利用スペースに設置できるため、新たに用地を用意する必要がない。

③ 遠隔地の電源として使用できる。

送電設備のない遠隔地（山岳部、農地など）の電源として活用することができる。

④ 非常用電源として使用できる。

災害時などには、貴重な非常用電源として使うことができる。

このようなメリットを持つ太陽光発電ではあるが、天候により発電量が左右されることがデメリットである。よって、火力発電や原子力発電のように電力の安定供給はできず、高性能の蓄電池と組み合わせて使わなければベースロード電源とはなり得ない。また、製造コストは年々下がってきてはいるものの、依然としてコスト高である。しかし、今後の更なる普及拡大により、製造コストが大幅に下がることが期待されている。

なお、2030エネルギーミックスによると、2030年の全体の電源構成の内訳は、再生可能エネルギーが22～24%、原子力が22～20%、LNGが27%、石炭が26%、石油が3%である<sup>22)</sup>。このうち再生可能エネルギーの内訳をみると、地熱が1.0～1.1%、バイオマスが3.7～4.6%、風力が1.7%、太陽光が7.0%、水力が8.8～9.2%となっており、水力発電と太陽光発電の比率が高い<sup>23)</sup>。

## 2. 太陽光発電ビジネス

### (1) 再生可能エネルギー

再生可能エネルギーは、1973年と1979年の2回のオイルショック、及び1997年のCOP3<sup>24)</sup>の京都議定書（Kyoto Protocol<sup>25)</sup>の採択の際にも注目されたが、それほど再生可能エネルギーの普及は進まなかった。しかし、2011年3月11日の東日本大震災の福島第一原子力発電所の事故で、原子力発電に対する安全性が疑問視され、本格的に再生可能エネルギーが見直された<sup>26)</sup>。また、世界の二酸化炭素の排出量を抑制した2015年12月12日のCOP21<sup>27)</sup>の気候変動抑制に関する多国間の国際協定であるパリ協定（Paris Agreement）の採択も追い風となった。

国際エネルギー機関（IEA<sup>28)</sup>によると、再生可能エネルギーの発電電力量の実績を1990年と2010年の20年間で比較すると、中国やEUで大きく増加しており、再生可能エネルギーの大規模な導入が進んでいる。一方、わが国や米国では、中国ほど導入が進んでいない。2025年、2035年の将来の発電電力量については、中国で再生可能エネルギーの導入が最も多く見込まれ、これにEUやわが国、米国が続くと予想されている<sup>29)</sup>。

また、国際エネルギー機関（IEA）は、2012年から2035年までの世界の再生可能エネルギーの投資額（累計）を、風力が約2兆1千億米ドル、水力が約1兆6千億米ドル、太陽光が約1兆2千億米ドル、バイオマスが約7千億米ドル、地熱が約1千億米ドルと予測している。合計すると、約5兆7千億米ドルにもものほり、再生可能エネルギーの世界市場が大きいことがわかる<sup>30)</sup>。

再生可能エネルギーに対する政策は、国によって異なるものの、一貫して再生可能エネルギーの推進を大きく後押ししている。例えば、EUでは、2020年までにEU域内最終エネルギー消費（電力、熱、運輸部門）に占める再生可能エネルギーの割合を約20%まで引き上げるという目標を掲げている。米国では、2020年までに、2012年比で、太陽光、地熱による発電を倍増させるとしている。また、中国では、2020年までに、一次エネルギー需要に占める再生可能エネルギーの割合

を9.5%以上にすることを目標にしている。インドでは、2022年までに22GWを導入することを目標に掲げている<sup>31)</sup>。このように、各国は具体的な目標値を掲げ、再生可能エネルギー政策を推進している。

## (2) 太陽光発電ビジネス

再生可能エネルギーの中でも、太陽電池（太陽光パネル）の技術革新は目覚ましく、急成長産業であるため、世界市場でのシェア争いが激化している。上述のように、2016年末の世界の累積太陽光発電設備容量は、303GWに及び、国別では、中国が25.8%、日本が14.1%、ドイツが13.6%、米国が13.3%、イタリアが6.4%、英国が3.8%と続く。また、2016年の世界の太陽電池（パネル）生産量は、78GWであり、国別では、中国が69%を占め、韓国が7%、マレーシアが7%、日本が4%と続いている<sup>32)</sup>。このように、太陽電池の生産量も、中国の比率が高い。

過去10年の推移を見ると、太陽電池パネル製造の地は、米国からわが国、わが国からEU、EUから中国に移ってきている。世界の太陽電池パネル製造は、2012年時点で、上位15社で世界の半分のシェアを占めている。メーカーとしては、Yingli Green Energy（中国）が6.7%、First Solar（米国）が5.3%、Trina Solar（中国）が4.7%、Suntech Power（中国）が4.7%、Canadian Solar（カナダ）4.6%、シャープ（日本）が3.0%と続く。このように、首位のYingli Green Energyをはじめとした中国企業9社が約30%を占めている。

シャープは、2000～2006年の7年間、世界首位の生産量を誇っていたが、2007年にドイツのQセルズに抜かれ、現在は、徐々に順位を落としている。なお、Qセルズは2012年4月に経営破綻し、韓国のハンファに買収された<sup>33)</sup>。このように、世界の太陽電池モジュール製造市場は、熾烈な競争の中、群雄割拠の状態が続いている。

わが国内における太陽光発電の導入量も、近年着実に伸びており、2016年度累計で42GWに達した<sup>34)</sup>。企業による技術開発や、国内で堅調に太陽光発電の導入が進んだことにより、太陽光発電設備のコストも着実に低下している。特に、2012年7月に、固定価格買取制度（後述）が導入されてから、太陽光発電を中心に、再生可能エネルギーの導入が急速に進んでいる。

わが国内の太陽光発電システムのメーカーとしては、シャープ、京セラ、三菱電機、東芝、ソーラーフロンティア、パナソニックなどの大手太陽電池メーカーがある。このうち、パナソニックは住宅用のみである。それ以外のメーカーは、産業用、住宅用の両方を提供している。その他、主要な企業だけでも20社を超える。また、販売・施工等を手掛ける企業は、中小の事業者も含めると、5,000社を超える<sup>35)</sup>。

発電設備容量が1MW（メガワット）以上の大規模太陽光発電所は、メガソーラーと呼ばれている。従前は電力会社等の電気事業者や地方公共団体を中心に建設が進められていたが、2012年7月に固定価格買取制度が導入されてからは、通信、商社、製造、リース、鉄道、ガス、ゼネコン、住宅など、様々な業種からメガソーラーによる太陽光発電事業へ参入している<sup>36)</sup>。通信業界からは、ソフトバンクやNTTが参入している。ソフトバンクの子会社であるSBエナジーは、33か所でメガソーラーの商業運転を始めており、2018年10月時点で発電出力の合計は663.4MWである。これは、一般家庭の年間電力消費量約20.6万世帯に相当する発電量である<sup>37)</sup>。商社では、

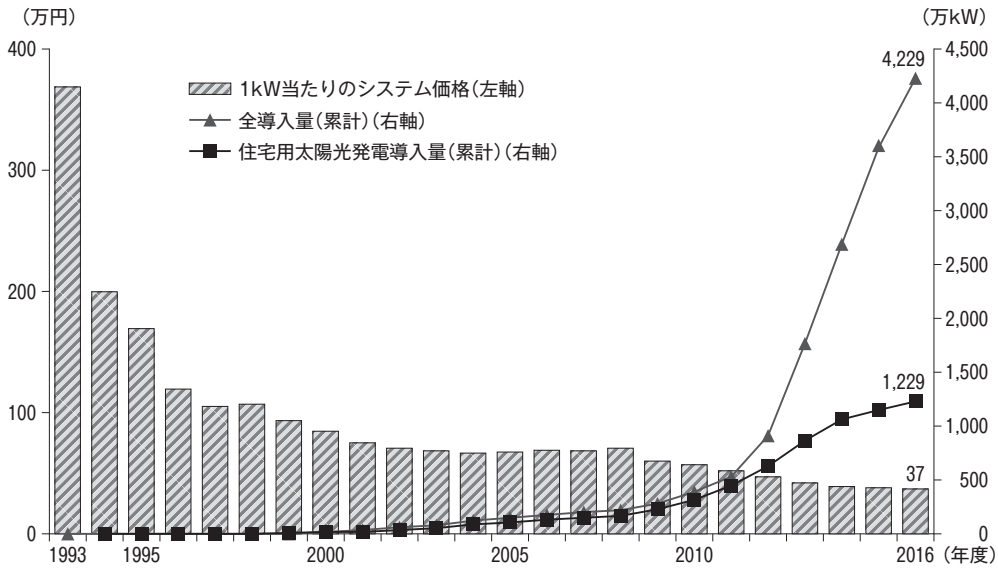


図1 太陽光発電の国内導入量とシステム価格の推移

出典：経済産業省編『エネルギー白書2080』（経済産業省、2018年）168頁  
([www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saiene/renewable/solar/](http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/renewable/solar/))

三菱商事、丸紅、三井物産などが、太陽電池パネルメーカーからは、京セラ、ソーラーフロンティア、シャープなどが参入している。

このほか、海外からの参入も多い。例えば、太陽電池パネルメーカーでは、米国のファーストソーラー、カナダのカナディアン・ソーラー、韓国のハンファQセルズが、わが国でメガソーラーを建設している。また、米国のゴールドマン・サックスやオーストラリアのマッコリーといった投資銀行、中国の素材・電力大手GCポリマー・エナジー、ドイツの電力大手フォルトボルト・デベロップメント・パートナーズ、米国のGEなど、資金力のある有力な企業がわが国のメガソーラー市場に参入している<sup>38)</sup>。

メガソーラーだけでなく、発電量10kW未満の比較的小規模な住宅用太陽光発電市場も拡大している。2005年度の設置件数は7万件を超えていたが、2006年度から導入に関する補助金制度が廃止されたことによって設置件数は減少し、2007年度には5万件を割り込んだ。その後、2009年度より新たな補助金制度や余剰電力買取制度が始まったことで、再び拡大に転じ、2013年度には新築で約12万件、既築で約17万件、合計で約29万件に達している<sup>39)</sup>。太陽光発電協会（JPEA）<sup>40)</sup>は、2020年度は新築、既築、集合住宅等をあわせて30万件、2030年度では40万件、累積の設置件数は約750万件になると予想している<sup>41)</sup>。

### (3) 派生ビジネス

このような太陽光発電の普及拡大にともない、関連した各種のビジネスも拡大している。特に、日本電機工業会と太陽光発電協会が作成した「太陽光発電システム保守点検ガイドライン」<sup>42)</sup>の



制定により、太陽光発電設備の保守点検ビジネスが急速に拡大している。一般に、太陽光発電システムの寿命は約20～25年と言われ、当初、保守点検は一切必要ないとされていたが、設備の経年劣化等のため、実際にはメンテナンスは必要である。

太陽光パネルは細かな電線が張り巡らされた工業製品であり、屋外に出されたままの状態では故障が起こる可能性が高い。実際には、目の届かない場所（例えば、屋根の上）に設置されており、太陽光パネルが密閉された状態なので、保守点検は素人には難しい。そのため、太陽光発電設備のメンテナンス業者に頼むことになる。

メンテナンス業者は、温度の変化を確認するため赤外線センサーを使う。局部的に80～90度のように非常に高い温度の個所があった場合、この「セル」に損傷がある可能性が高いと判断される。この場合、ハンダ付けの不良等により損傷部から火災が生じる可能性がある。「セル」の高温化によりコネクタラインが断線すると、このラインに電流が流れなくなり、他のコネクタラインに過剰な電流が流れることになり、発火の危険が増す。また、雨水によるショートもあり、極端に発電量が下がる場合も故障と考えられる。

このように、メーカーがメンテナンスフリーと言っても、これはパワーコンディショナーやパネルなどの製品が対象であり、太陽光発電システムを取り付けるのは施工業者であるため、施工関係のものについては、当然点検は必要となる。このように、太陽光発電システムには、保守点検が必要であり、この分野のビジネスが拡大しつつある。

このほかにも、太陽光発電の人材も不足しており、人材サービスのインテリジェンスでは、太陽光発電装置メーカーへの営業要員の派遣を強化している。さらに、太陽光発電の導入を検討する際に必要となる日射量の予測や発電電力量のシミュレーションなどのソフト開発も進められている。遠隔地の太陽光パネルの遠隔監視システムの開発も進められている。住友電気工業では、太陽光パネル十数枚ごとに電力線をはさむ形で小型センサーを設置し、電流や電圧を計測して監視センターにデータを送るシステムを開発している。また、多数の企業が太陽光発電のレンタルサービスを行い、工事現場の仮設事務所やイベント会場で使われている<sup>43)</sup>。このように、太陽光発電関連ビジネスの市場は、今後も成長すると見込まれている。

### Ⅲ. 固定価格買取制度

#### 1. FIT法とFIT制度

太陽光発電の拡大の背景には、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」(再エネ特措法) (以下「FIT法」<sup>44)</sup> という。) <sup>45)</sup> による電力の「固定価格買取制度」(以下「FIT制度」という。) <sup>46)</sup> がある<sup>46)</sup>。FIT法は2011年8月に成立、2012年7月1日から施行され、2013年7月、2015年1月、2016年4月と数次の改正がなされた。2016年の改正FIT法が2017年4月1日より施行されている。今後、2020年度末に向けて見直しが予定されている。前身は、2003年に施行された「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」(RPS法)<sup>47)</sup> であるが、これはFIT法施行とともに廃止された<sup>48)</sup>。このFIT法は、非常に強力であり、これにより一気に太陽光発電事業が拡大し、その後の「太陽光発電バブル」ともいべき状況を生み出した。

FIT法に規定するFIT制度とは、電力会社等の電気事業者(送配電事業者)<sup>49)</sup> (以下「電気事

業者」という。) に対して、再生可能エネルギーの発電事業者が供給した電気を、国が定める「固定価格」(調達価格) で一定の期間(調達期間)、買い取ることを義務付けるものである。そのため、再生可能エネルギーの発電事業者は、電気事業者に対し、一定の期間、一定の価格で安定的に売電することが可能となる<sup>50)</sup>。例えば、東京電力のような電気事業者が、太陽光発電事業者が太陽光発電を行った電力すべてを、太陽光発電の認定を受けてから20年間、一定の固定金額(例えば、1kWh当たり40円) で買い取ることになる。

調達価格(固定価格) や調達期間は、電源ごとに事業が効率的に行われた場合、通常必要となるコストを基礎に適正な利潤などを勘案して定められる。具体的には、調達価格等算定委員会<sup>51)</sup> の意見を尊重し、経済産業大臣が決定する。この調達価格は、毎年見直される。再生可能エネルギー電気は、従来の電源(火力等) よりも高い発電コストを要するため、その分従来の電源を使用した場合のコストよりも再生可能エネルギー電気の調達価格は高額となる<sup>52)</sup>。しかし、再生可能エネルギーが進み全体のコストが低くなると、毎年の見直しにより再生可能エネルギー電気の調達価格は低くなる<sup>53)</sup>。

例えば、事業用太陽光発電(10kW以上) の場合は、平成24年度の調達価格は、1kWh当たり40円であったが、平成25年度は36円、平成26年度は32円、平成27年度は29円(7月から27円)、平成28年度は24円、平成29年度は21円(2MW(メガワット) 以上は入札) と年々低下し、平成30年度は18円、平成31年度は14円に決定した<sup>54)</sup>。なお、事業用太陽光発電(10kW以上) の調達期間は20年である。

また、住宅用太陽光発電(10kW未満) の場合は、平成24年度では、1kWh当たり42円であったが、平成25年度は38円、平成26年度は37円、平成27年度は33円(7月から35円)、平成28年度は31円(出力制御対応機器設置義務のあるものは35円)、平成29年度は28円(出力制御対応機器設置義務のあるものは30円) と年々低下し、平成30年度は26円(出力制御対応機器設置義務のあるものは28円)、平成31年度は24円(出力制御対応機器設置義務のあるものは26円) に決定した。なお、住宅用太陽光発電(10kW未満) の調達期間は10年である。

年 度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
事業用 (10kW以上)	40円	36円	32円	29円 27円*1	24円	21円*2	18円*2	14円*2
家庭用 (10kW未満)	42円	38円	37円	33円 35円*1	31円 33円*3	28円 30円*3	26円 28円*3	24円 26円*3

(注) \*1: 7月1日から

\*2: 2MW以上は入札

\*3: 出力制御対応機器設置義務のあるもの

図2 太陽光発電調達価格の変遷

出典: 資源エネルギー庁「改正FIT法による制度改正について」(2017年3月) 21頁  
([https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saiene/kaitori/dl/fit\\_2017/setsumei\\_shiryou.pdf](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/setsumei_shiryou.pdf))

再生可能エネルギー発電事業者(10kW以上) は、この調達価格が決まると、上述の通り20年間(調達期間)、固定価格で電気事業者に電力を売ることができる。例えば、平成24年度に太陽光発電の認可がおりた場合、1kWh当たり40円という固定価格で、20年間電力を売ることができ

る。当時1 kWh当たり6円が相場であったので、初期の太陽光発電の事業者は、長期に亘り多額の収益を得ることができた。

また、住宅用太陽光発電（10kW未満）に関しては、FIT制度が始まった2012年には、買取価格は1 kWh当たり42円とされた。この価格は、当時、家庭用電気料金単価が1 kWh当たり約24円であったので、その2倍近い価格である。このように、早い時期に再生可能エネルギー事業に取り掛かった者ほど高い利益を期待できるので、FIT制度により太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギー事業が急激に活性化された<sup>55)</sup>。

ところが、FIT制度で買い取られる再エネ電気の買取りに要した費用の大半は、電気の使用者から広く集められる「再エネ賦課金」によってまかなわれている。再生可能エネルギー電気は、日々使う電気の一部として供給されているため、再エネ賦課金は、毎月の電気料金とあわせて広く国民一般から徴収される。再エネ賦課金の算定は、毎月の使用した電気の量（kWh）に2.90円を乗じた金額（2018年5月時点）であり<sup>56)</sup>、毎月の電気料金に加算される<sup>57)</sup>。再エネ賦課金は、電気事業者が電気を買取るための費用にまわされ、最終的には再生可能エネルギー発電事業者を支払われる構造となっている。そのため、再生可能エネルギーの促進とともに、買取費用は年々増加し、2018年度では総額3兆694億円に上った。そのうち、再エネ賦課金で賄われた金額は2兆3,726億円である。

経済産業省は、2030年度の買取費用総額は3.7～4.0兆円となり、再エネ賦課金は3.1兆円となると予想している<sup>58)</sup>。一方で、電力中央研究所が発表した「固定価格買い取り制度（FIT）による買取総額・賦課金総額の見通し（2017年版）」<sup>59)</sup>によると、2030年度には、1年分の買取り額だけで4.7兆円になるという。2018年度の買取総額2.3兆円の約2倍で、政府が想定する3.7～4.0兆円よりも1兆円も高くなる。そして、すべての再生可能エネルギーの買取期間が終わる2050年までの総額では94兆円に達すると予想されている。

このように、経済産業省と電力中央研究所とで買取費用総額の予想に大きな差があり、いったいいくらになるか予想がつかない状況である。いずれにせよ、2030年度には、各家庭が支払う再エネ賦課金は2018年度の2倍近くになり、国民に大きな負担となる可能性が高いことは想像に難くない<sup>60)</sup>。できるだけ早く、再エネ賦課金の国民の負担を軽減する対策を打たなければならないであろう。わが国をはじめ多くの国が、ドイツのFIT制度を参考に導入を行ったが、このまま放置すれば、以下に述べるドイツやスペインの二の舞になる可能性があると思われる。

### 3. EUの固定価格買取制度

EUでは、2008年に「再生可能エネルギー利用促進指令」（2009/28/EC）<sup>61)</sup>以下「EU指令」という。）が採択され、最終エネルギー消費に占める再生可能エネルギーの比率をEU全体で20%に高める目標が設定された。この目標を達成するために、加盟国には、EU指令に基づき、再生可能エネルギーの利用目標値を達成することが法的に義務付けられた<sup>62)</sup>。

このEU指令は、加盟国に対し、FIT制度を導入することを義務付けてはいないが、FIT制度は、再生可能エネルギー利用を促進し、各国の再生可能エネルギー利用目標値の達成に向けて有用な制度として、多くの加盟国において導入されている<sup>63)</sup>。中でも、ドイツとスペインが早くから



FIT制度を導入した。しかし、そこには大きな問題があり、必ずしも成功したとは言い切れない。以下、ドイツとスペインの例を簡単に紹介する。

## (1) ドイツ

ドイツは、2000年に制定された再生可能エネルギー法（Erneuerbare-Energien-Gesetz：EEG）<sup>64</sup>（以下「EEG」という。）により、本格的にFIT制度を導入し、買取期間は20年とされた<sup>65</sup>。ドイツでは、EU指令により、2020年の最終エネルギー消費に占める再生可能エネルギー比率を18%まで高めることとした。この目標を念頭に、2012年のEEG改正時には、総発電量に占める再生可能エネルギー比率を2020年に少なくとも35%とする目標が設定され、2013年には25.3%が達成された<sup>66</sup>。さらに、2014年に施行された改正EEGで、再生可能エネルギーが総発電量に占める割合について、2030年に50%、2040年に65%、2050年に80%という目標を掲げた<sup>67</sup> <sup>68</sup>。

ところが一方で、ドイツは電気料金の高騰という社会的問題を抱えている。2009年には年3,800MWであった太陽光発電の新規導入量が、2010～2012年には年7,500MWに急増した。この間、電力需要者に対する再エネ賦課金も、1kW当たり1.31ユーロセント（2009年）から5.29ユーロセント（2013年）に急伸し、国民の財政上重い負担となった。結果的に、ドイツでは再エネ賦課金が10年間で約2倍となり、国民の怒りが爆発し、大きな社会問題となった<sup>69</sup>。

そのため、2010年には、2回にわたって、太陽光発電の新規設備の買取価格が引き下げられた。また、2012年には、太陽光発電設備に関し、導入量実績に応じて1月ごとに新規設備に適用される買取価格の調整を行うメカニズムを導入した。さらに、FIT制度で買取対象とする太陽光の導入量の総量の上限を52GW（ギガワット）とすることが決定された<sup>70</sup>。これにより、2017年の再エネ賦課金は、1kWh当たり6.88ユーロセントとなり、2016年と比べると8.5%増であったが、2018年には6.79ユーロセントとなり前年比1.3%減に若干落ちた。しかし、ドイツは、依然としてEUで最も電気料金の高い国である。

このように、導入されたFIT制度は、再生可能エネルギーの先進国であるドイツでは電気料金の高騰を招き、国民は大きな負担を強いられている<sup>71</sup>。

## (2) スペイン

2008年のEU指令により、2020年の最終エネルギー消費に占める再生可能エネルギー比率を20%まで高めることが義務付けられた。この目標を念頭に、総発電量に占める再生可能エネルギー比率を、2020年に少なくとも40%とする目標が設定された。ところが2013年には、すでに総発電量に占める再生可能エネルギー比率が42.2%まで急激に増加した<sup>72</sup>。

2007年の買取価格改定において、1000kW～10MWの太陽光の買取価格を2倍（約30円/kWh⇒約58円/kWh）にしたところ、太陽光発電の導入が急速に拡大した。しかし、スペインは、経済危機の懸念もあり、電気料金の値上げができず、再生可能エネルギー導入に伴うコストを電気料金に十分に転嫁できない状況が続いた。その結果、電気事業者の赤字が急拡大する事態に発展した<sup>73</sup>。

こうした状況に対応するため、スペインでは、2008年に太陽光発電の緊急価格切り下げを実施

明治学院大学 法と経営学研究所年報創刊号（2019年度）

するとともに、年間認定容量の上限を設定した。また、直近の導入量実績に応じた新規設備の買取価格の調整メカニズムを導入した（4半期ごとに価格改定）。2009年には、他の再生可能エネルギーに関しても、年間認定容量の上限が設定された<sup>74</sup>）。

以上のような措置にも拘わらず、電気事業者の赤字の拡大は止まらず、2014年には、新規買取対象設備の登録が凍結された。さらに2014年には、政令413/2014（ROYAL DECREE 413/2014）が制定され、FIT制度が破棄され、新制度に移行することとなった。これは、既存設備の買取価格による再生可能エネルギーに対する補助を変更することを意味し、これが制度の遡及的変更にあたり財産権を侵害するものであるとして、300件以上の訴訟が裁判所に提起された<sup>75</sup>）。

#### IV. 環境破壊と住民訴訟

##### 1. 北杜市小淵沢町太陽光発電訴訟

地球の温暖化は、人類に共通して差し迫っている脅威であり、地球温暖化を止めるためには二酸化炭素などの温室効果ガスを排出せずに発電することができる太陽光発電システムは、人類にとって大きな恩恵をもたらす。しかし一方で、山林を伐採した急斜面に太陽光パネルを設置する、水源地の牧草地に太陽光パネルを設置する、また住民に何の説明もなく、周りの森林を伐採し太陽光パネルを設置するなど、太陽光発電事業者による乱開発が問題となっているケースがある<sup>76</sup>）。山梨県北杜市小淵沢町のケースもその一つである。

北杜市<sup>77</sup>）は、市の太陽光発電推進活動の成果もあり、人口5万人にも満たないながらも、30人に1カ所の割合で太陽光発電所が急増した。その結果「平穏な生活が侵害された」として、W氏ら（原告）は、東京都板橋区の太陽光発電事業者S社（被告）を相手取り、工事の差し止めや撤去と損害賠償などを求め、2016年1月29日、甲府地裁に提訴した<sup>78</sup>）。本事案は、現在（2019年3月）も係争中である。

W氏は10数年前に大阪から山に囲まれ自然豊かな北杜市に転居してきた。ところが、2013年、自宅の前に突然資材が運び込まれ、太陽光発電システムの工事が始まった。この目の前の土地は、S社の社長自身の土地であった。そして、2階のベランダから見える眺望は、高さ2.8mの太陽光発電の壁によって遮られた。その後、W氏の自宅を囲むように、S社は両隣の土地を購入し、第2、第3の太陽光発電所を建設した。現在、W氏の自宅の前に約500枚の黒い太陽光パネルが並んでいる。眺望を阻害されただけでなく、太陽光パネルの反射光のため、家の中の温度が上がった状態が続いている<sup>79</sup>）。

北杜市では、2017年時点で、稼働中の太陽光発電事業が1,468件、認定済みで今後稼働が予定されている事業が3,529件ある。総計で100万枚以上もの太陽光パネルがあるという試算もあり、北杜市全体が太陽光パネルで覆いつくされつつある。

これに対して、北杜市は、2014年9月、「北杜市太陽光発電設備設置に関する指導要領」<sup>80</sup>）を告示し、太陽光発電所を作る際は、北杜市景観条例<sup>81</sup>）に基づく届け出を業者に義務付けた<sup>82</sup>）。さらに、2016年6月には、北杜市景観条例を追加改正し、太陽光発電施設の色彩や高さに関する制限を設けた。しかし、景観条例も「できるだけ低く」という曖昧な表現になっているため、実効性に疑問が残る<sup>83</sup>）。少なくとも、太陽光発電事業者の乱開発を未然に防止するため、太陽光発電

所の設置を制限する法令・条例の整備が急務である。本訴訟は、注視する必要がある。

## 2. 伊那市太陽光発電訴訟<sup>84)</sup>

### (1) スラップ訴訟（恫喝訴訟、威圧訴訟）

通常は、上述の北杜市小淵沢町太陽光発電訴訟のように、原告が住民で、被告が太陽光発電事業者という構図が一般的である。ところが、伊那市太陽光発電訴訟では、原告が太陽光発電事業者で、被告が住民であるという逆の構図である。それも住民1人が被告となっている。

事業者によると、3つの区画（A、B及びC）における太陽光発電設備設置にあたり、必要な許認可を取得したあとで3回の地元住民説明会を開催したところ、そこでなされた住民の発言が、事業者の名誉や信用を毀損する違法なものであり、この発言や反対運動により、計画していた3つの区画のうち1つの区画における施設設置を断念せざるを得なくなり、これら不法行為により6,000万円の損害を被ったとして、その賠償を求めた事件である。

この請求は一見すると正当なもののように見えるが、実は、太陽光発電設備の設置に反対する住民に高額な損害賠償を求める事業者の嫌がらせの訴訟である。これをスラップ訴訟（恫喝訴訟、威圧訴訟）と呼び、近時、その違法性が問われている<sup>85)</sup>。

スラップ訴訟（Strategic Lawsuit Against Public Participation：SLAPP）とは、米国の法律概念であり、わが国では正式名称は未だないがスラップという名称は定着しつつある<sup>86)</sup>。これは、公的な事項に関する表現活動に対して、その表現活動を抑圧する目的で提起される訴訟であり、被告に対して合法的に経済的負担・心理的負担を負わせることにより、被告に強力な圧力を加えるものである<sup>87)</sup>。

このようにスラップ訴訟の定義は明確ではないが、①民事訴訟的の形式をもつ、②被告に心理的な打撃を与える巨額請求である、③被告の正当な言論・業務、正当な市民運動を抑制し委縮せしめる目的をもつ、④権力者ないしは社会的強者が原告となって、比較弱者を被告とする、⑤嫌がらせ効果をもつ、という特徴をもつ<sup>88)</sup>。

すなわち、太陽光発電事業等に反対するグループの代表者1人に対して、数千万から数億円の非常に高額な訴訟を起こすことによって<sup>89)</sup>、応訴を強いられる被告への経済的及び精神的な負担を課すことにより、反対勢力を委縮させ、かつ抑圧するための恫喝訴訟であると言える。

通常の裁判であっても、被告は訴訟を提起されることにより、弁護士費用等の訴訟費用の負担、訴訟対応への時間や労力、そして敗訴を憂う心理的負担がのしかかってくる。提訴されてしまうと、いくらその訴訟が不当であっても判決が下されるまでは訴訟に対応しなければならなくなり、弁護士費用を含めた訴訟費用、原告の主張への反論の準備、証拠の収集等、費用・時間・労力の負担を強いられる。批判的言論には社会的評価を低下させる言動が含まれている場合が常で、名誉棄損の成立基準が極めて曖昧なわが国においては敗訴の不安に怯えなければならない<sup>90)</sup>。このため、言論の委縮効果を招くことになる。

太陽光発電事業で、このスラップ訴訟と認定されたのが、伊那市太陽光発電訴訟である。以下、その概要を述べる。

## (2) 事実の概要<sup>91)</sup>

原告（建設会社、反訴被告）（K建設）が、被告（地域住民、反訴原告）（住民H）に対し、太陽光発電設備設置に関する住民説明会における被告の発言が原告の名誉及び信用を毀損する違法なものであり、かつ、被告がこれらの発言や反対運動により原告に太陽光発電設備の設置を断念させたことと主張して、不法行為に基づき、損害賠償の請求を行った（本訴）。これに対し、被告が、本訴請求の訴え提起が違法であると主張して、不法行為に基づき、慰謝料の支払いを求めた（反訴）事案である。

2014年2月、長野県伊那市にあるK建設が、同市細ヶ谷地区（総代）住民Hに対する6,000万円の損害賠償請求訴訟を長野地裁伊那支部に起こした。請求の理由は以下のものであった。

K建設は、細ヶ谷地区内の3区画（A、B及びC）に太陽光発電設備を建設して、発電事業を行う計画を立てた。

細ヶ谷地区は21戸の小さな集落であり、地区の総意として地区の景観、居住環境、健康、資産価値などを損なうおそれのある太陽光発電設備建設に反対することを決め、その旨を書面で伝え、住民説明会の開催を要望した。

住民の要求によって開催された住民説明会において、住民Hは建設反対の意見を述べ、生活支障や環境破壊のおそれ等を質問した。住民Hの発言によってK建設の信用や企業イメージが毀損され、K建設は住宅に近いA区画での建設を取りやめざるを得なかった。

そのために受けた損害は2億5,000万円になるが、うち6,000万円を、K建設が住民Hに請求したのが本訴であった。

住民Hは、細ヶ谷地区や自らがとった行動は、良好な居住環境を守るための当然の行動であり、K建設の名誉や信用を毀損するものではないことを明らかにするとともに、本件訴訟がスラップ訴訟であることを指摘して、取り下げよう要求した。しかし、K建設は本訴を取り下げなかったため、住民Hは反訴を提起した。

## (3) 判旨<sup>92)</sup>

以下、判決の要旨である。

### (イ) 本訴請求に関し、被告の反対運動が違法なものであるか否か

「計画に反対意見を持つ住民がその反対意見を述べたり質問をすること自体は当然の行為であり何ら問題はない。」

「もっとも、その発言が、誹謗中傷など不適切な内容であったり、平穩でない態様でされた場合などには違法性を帯びることもあるので、……被告の発言を具体的に検討する。」

「このように別紙発言一覧の被告の発言は、原告の信用や名誉を毀損する内容でも原告を誹謗中傷する内容でもなく、本件計画に対する懸念の指摘や反対意見の表明等であって、住民説明会での住民の発言として当然あり得るものである。また、発言の具体的な文言としても不適切なものではなく、発言の態様も説明会の進行に従って平穩になされていると認められる。そうすると、別紙発言一覧の被告の発言について、違法というべき点はない。」

「原告は、被告の発言内容について、科学的な根拠を確認することなく各種危険性を科学的根



拠があるかのように述べたと主張するが、被告の発言は、悪影響が生じることを危惧しているという内容にすぎず、その危惧に科学的根拠があるかのように述べているものはない。そして、住民説明会において住民がそのような危惧を述べるに際して、その危惧する内容に科学的根拠がなければならないということはない。」

「以上で検討したとおり、別紙発言一覧の被告の発言について、違法性を認めることはできない。」

#### (ロ) 反訴請求について

「原告は、本訴請求において合計2億4,960万9,430円の損害を主張し、その大部分はA区画に太陽光発電設備を設置できなかったことによる逸失利益(2億2,000万円)を主張するものであるが、A区画への設置の取り止めは、住民との合意を目指す中で原告が自ら見直した部分であった……にもかかわらず、これを被告の行為により被った損害として計上することは不合理であり、これを基にして一個人に対して多額の請求をしていることに鑑みると、原告において、真に被害回復を図る目的をもって訴えを提起したのもとも考えがたいところである。」

「以上のことからすると、原告は、通常人であれば容易にその主張に根拠のないことを知り得たといえるのにあえて訴えを提起したものと見え、本件訴えの提起は裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くものと認められる。」

「そうすると、原告による本件訴えの提起は被告に対する違法な行為であるところ、被告は、これにより応訴を強いられ、経済的、精神的負担を余儀なくされ、精神的苦痛を被ったと認めることができる。そして、これを慰謝するには50万円が相当である。」

#### (4) 検討

本件は、1 MWの大規模太陽光発電の設置によって企業利益を得ようとするK建設の開発行為と、それによって居住環境が損なわれることを危惧する細ヶ谷地区による反対行動との衝突が背景にあった事件である<sup>93)</sup>。K建設は名誉と信用を毀損され、計画の一部を断念させられたとし、その損害額2億5,000万円の一部の6,000万円を住民Hに請求した。

2015年10月28日、長野地方裁判所伊那支部は、K建設の請求を棄却し、住民Hの反訴請求を容認してK建設に慰謝料50万円の支払いを命じる判決を言い渡した。判決は、控訴されることなく確定した<sup>94)</sup>。

スラップ訴訟であるかどうかについての判断は、明確な定義がないため、現在のところ、訴えの提起が不法行為に当たる場合には、最高裁第3小法廷昭和63年1月26日判決<sup>95)</sup>(以下「最高裁63年判決」という。)の判断基準を用いている。具体的には、「訴えの提起が違法な行為となる場合については、提訴者が当該訴訟において主張した権利又は法律関係が事実的、法律的根拠を欠くものである上、同人がそのことを知りながら又は通常人であれば容易にそのことを知り得たのにあえて提起したなど、裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠く場合に限り、相手方に対する違法な行為になるというべき」であるとする。ゆえに、提訴自体が不法行為になるのは、訴えが事実的・法律的根拠を欠き(客観的要件)、提訴者がそのことを知り又は容易に知り得た

にも拘わらず敢えて提訴した場合（主観的要件）である<sup>96)</sup>。

本判決は、最高裁63年判決の論理を前提とし、「本件訴えの提起は、裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くものと認められる」と判示した。提訴自体が不法行為となるのは、訴えが事實的・法律的根拠を欠き、提訴者がそのことを知り又は容易に知りえたにも拘わらず敢えて提訴したなど、提訴が裁判制度の趣旨・目的に照らして著しく相当性を欠く場合である。しかし、この論理では要件が厳しすぎ、特に主観的要件について立証は困難である<sup>97)</sup>。

そもそも最高裁63年判決は土地代金を請求する訴訟提起が問題となった事例で、表現の自由が問題となった事例ではなく、そこで検討される権利の対立は、①むやみに訴訟を提起されることのない人格の静謐権と、②訴訟提起の自由の対立であり、その中で訴訟を提起する自由に対する委縮効果に配慮して、厳格な基準が採用されている<sup>98)</sup>。

これに対して、スラップ訴訟が問題となる場面は、①むやみに訴訟を提起されることのない人格の静謐権、②被提訴者の表現の自由、③言論に対する委縮効果、④名誉権の保護、⑤提訴提起の自由であって、衡量すべき権利の性質が異なる。よって、スラップ訴訟の場合には、最高裁63年判決の基準が妥当しないという見解もある<sup>99)</sup>。しかし、最高裁63年判決を前提に、長野地方裁判所伊那支部が、K建設の訴訟提起を不当なものとして認め、実質的にスラップ訴訟と認定したことは画期的であると思われる。

ただし、本件の特徴としては、細ヶ谷地区と住民Hの反対行動が、K建設に対して中止を要請したこと、説明会の場を設けるよう求めたこと、説明会の場で様々な危惧について発言したことにとどまり、それ以上に、広く市民に訴えるとか、建設中止を求めて行政や裁判所に訴え出るとか、建設阻止のための具体的実行力を取るとか等の行動は何一つ取っていなかったことである<sup>100)</sup>。

裁判所は、「もっとも、その発言が、誹謗中傷など不適切な内容であったり、平穩でない態度でされた場合などには違法性を帯びることもある」と示している。もし、細ヶ谷地区と住民Hの反対行動が、K建設に対して過激なもので、実際に住民Hの言動が、K建設の名誉棄損、信用棄損、誹謗中傷、営業妨害等に該当した場合には、同じような判決が得られたかどうかについては疑問がある。逆に、スラップ訴訟と認定されなかった可能性も否定できない。

このように、太陽光発電施設については、住民が太陽光発電設備の設置に反対した場合、スラップ訴訟が起きやすい状況にある。これに対しては、今のところ、被告は応訴又は反訴しか対抗手段がなく、被告に多大な経済的負担及び心理的負担がかかる。このような不条理な状況を避けるためにも、できるだけ早く、スラップ訴訟に対しての法整備を行う必要があるであろう。

### 3. 米国の反スラップ法

わが国では、このようなスラップ訴訟に対しては、応訴又は反訴しか対抗策がなく、要件が厳格でしかも認容額が低額であり、経済的強者にはほとんどデメリットがないため抑止効果に乏しい<sup>101)</sup>。一方で、米国では、1980年代頃からスラップの弊害が指摘され、1980年代後半からは各州で反スラップ法が制定されている<sup>102)</sup>。例えば、カリフォルニア州の反スラップ法（Anti-SLAPP law）<sup>103)</sup>では、以下のステップにより、スラップ訴訟を認定している<sup>104)</sup>。

- ① 原告が被告を提訴

- ② 被告が裁判所に本件提訴がスラップであると動議を出す。
- ③ 裁判所が予備審を開き、原告に対して勝訴の確率が50%以上であることの疎明をさせる。
- ④ 疎明が十分でなくスラップと判断されれば訴えは棄却され、弁護士費用は全て原告持ちとなり、被告は短期間で訴訟から解放される。
- ⑤ 疎明があれば、本裁判へ進む。

米国では名誉棄損成立の判断基準として現実的悪意の法理が採用されており、名誉棄損が極めて成立しにくい<sup>105)</sup>。しかし、現行のわが国の名誉棄損法理の下では、原告に50%以上の勝訴の可能性を原告に疎明させるという予備審の判断基準をクリアする可能性が高く、証明責任も被告にあり矛盾する。また予備審や弁護士費用負担制度はわが国にはないため実現可能性に欠ける<sup>106)</sup>。

#### 4. 太陽光発電設置に関するガイドライン

2015年4月1日、伊那市において太陽光発電などの「伊那市再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドライン」が施行された。その後、2018年4月1日、同ガイドライン<sup>107)</sup>を改正した。対象としては、太陽光発電、水力発電、風力発電、バイオマス発電などの再生可能エネルギーによる発電設備で、太陽光発電は発電出力が20kW以上のもの、ただし建築物の屋根や屋上に設置するものは50kW以上のものである。それ以外の発電設備は総容量10kW以上の設備の新設、増設及び大規模な改修並びに発電事業を対象とする<sup>108)</sup>。

設置者の配慮事項として、以下のものが掲げられている<sup>109)</sup>。

- ① 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)における土砂災害特別警戒区域内及び設置箇所の下流域に土砂災害特別警戒区域が指定されている箇所への設置は避けること。
- ② 災害防止の観点から、急傾斜地等雨水等による土砂流出等の災害が発生しないよう適切な対策を講ずること。
- ③ 危険防止の観点から、設置者以外の者が構内に容易に立ち入ることがないように適切な対策を講ずること。
- ④ 立木を伐採する場合は、自然環境に配慮し必要最小限にとどめること。
- ⑤ 周辺の景観や歴史的な景観に配慮すること。
- ⑥ 事業を中止又は廃止したときは、速やかに設備を撤去すること。なお、その費用についても、あらかじめ配慮しておくこと。
- ⑦ 災害発生時の緊急連絡体制を整備すること。
- ⑧ 前各号に掲げるもののほか、騒音、振動、光害等人の健康又は生活環境に影響を及ぼすおそれがある事項について配慮すること。

伊那市のような地方公共団体のほか、資源エネルギー庁は、「事業計画策定ガイドライン(太陽光)」<sup>110)</sup>を2017年3月に策定し、2018年4月には改訂版を公表している。本ガイドラインは、再生可能エネルギー発電事業者がFIT法及びFIT法施行規則に基づき遵守が求められる事項、及び法目的に沿った適切な事業実施のために推奨される事項について、それぞれの考え方を記載したものであり、再生可能エネルギー発電事業者の遵守事項をまとめたものである。本ガイドライ

ンで遵守を求めている事項に違反した場合には、認定基準に適合しないとみなされ、FIT法12条（指導・助言）、13条（改善命令）、15条（認定の取消し）に規定する措置が講じられる<sup>111)</sup>。

一方で、太陽光発電の寿命は20～25年であるため、定常的に太陽光パネルの廃棄物が出てくることも重要な課題である。これに対し、環境省は、太陽電池モジュールのリサイクル等の推進のため、2016年3月、「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第一版）」を作成し、その後、2018年12月27日に第二版<sup>112)</sup>を公表した<sup>113)</sup>。

## V. 今後の法的課題

### 1. FIT制度

FIT制度は、電気事業者が、再生エネルギー発電事業者から、高額な固定価格で長期間、電力を買い取る点に特徴がある。しかも、この買取費用は、電気料金の一部として、使用電力に応じた再エネ賦課金という形で国民が負担している<sup>114)</sup>。問題は、再エネ賦課金が、税金のように一律に国民から徴収され、再生可能エネルギー事業者の莫大な利益となっていることであり、さらに、それが年々高額化し、国民経済に影響を与えていることである。

上述のように、経済産業省の試算では、2030年度には、3.7～4.0兆円になると予想され、一方で電力中央研究所の試算では、4.7兆円になると予想されている。これは、2017年度の消費税総額が17.1兆円であったことを考えると、消費税率が2%上がったのと同じ程度の金額である。

2019年10月に消費税率が10%に引き上げられる予定であるが、わが国は、法律の根拠がなければ租税を賦課されたり、徴収されることはないとする租税法律主義を採っている。そして、租税の目的は、公共サービスや所得再配分、景気調整など国民の公共の福祉である。一方で、税金のように広く国民から徴収される再エネ賦課金は、再生可能エネルギー発電事業者の莫大な利益のために使われている。それも、再エネ賦課金は、年々上昇を続け、またそれがどこまで高くなるのかわからないという状況である。消費税率の引き上げには、国会は多くの時間を割き与野党とも議論するが、上限設定のない再エネ賦課金については、消費税増税のように活発に議論されることは皆無である。

このような状況を招いたFIT法は、明らかに法的な不備がある。その証としてFIT法制定時からいくつも問題が続出し、現在まで数次の改正が行われている<sup>115)</sup>。確かに、FIT制度は、再生可能エネルギー発電事業者のみならず、住宅用太陽光発電設備を有する一般住宅にとっても、非常に大きな経済的メリットがあるため、再生可能エネルギーの促進にとって大きな効果を発揮した。この点、FIT制度は、わが国の再生可能エネルギー政策に大いに威力を発揮したと言えるであろう。しかし、例えて言うならば、FIT法はブレーキのないレーシングカーのようなもので、行き過ぎた太陽光発電事業にブレーキをかける術を持たない。

2014年、九州電力が再生可能エネルギー電気の買取りを中止すると発表し、その後、北海道電力、東北電力、四国電力がこれに続いた。電気事業者が、再生可能エネルギー電気が供給過多となり、送電網にトラブルが生じる危険性があると判断したためである。例えば、日照時間の長い日などでは、電気の供給量が需要量を上回ることが予想され、FIT法施行規則で、年間720時間に限って、再生可能エネルギー発電事業者の供給する再生可能エネルギー電気を保証措置なく抑



制できるように規定していたが、それを上回る供給過多が現実味を帯びた訳である<sup>116)</sup>。

これは以前から懸念されていたことである。これに対する対策をFIT法は全く採っていないかった。少なくとも、供給過多になることを想定し、再生可能エネルギーの総量規制又は上限を設定しておくべきではなかったか。また、電力は地域内での地産地消を原則とするため、他の地域へ電力を送るための送電線網が完備していないのも、このような電力過多の事態を引き起こした一因と考えられる。FIT法のような政策を強力に推し進める法律には、それを抑制するための規定も、当然のことながら整備する必要があるのではないだろうか<sup>117)</sup>。

また、FIT制度は国民の不公平感が強い。再生可能エネルギーによる投資ができる者ならともかく、多くの国民は太陽光パネルなどを設置できないアパート暮らしやマンション暮らしの者が多い。一方で、FIT制度は、太陽光発電などのような再生可能エネルギー発電事業への投資を行うことができるのでメリットがあるという議論もあるが、投資をする余裕のない国民が大半であり、投資ができる者は比較的裕福な者に限られる。しかしながら、再エネ賦課金は、一律に国民の広くから徴収されているため、投資に参加できない者にとっては、極めて不利かつ不公平な制度であり、格差社会を助長する制度でもある<sup>118)</sup>。

さらに、FIT制度は、国民のコンセンサスが十分に得られていない。FIT制度は、国民に支持されていることが前提となるが、国民負担が仕方がないと答える人は23%である一方で、負担が重いので制度をやめるべきと答える人が39%と、支持派を大きく超えている。さらに、電気代が安くなるなら原子力発電を支持すると答えた人が21%いることも無視できない<sup>119)</sup>。このように、FIT制度は広く国民のコンセンサスがとられているとは言い難く、多くの国民は重い電気料金を負担に思っていることがわかる<sup>120)</sup>。

このようにFIT法及びFIT制度は多くの問題を抱えている。この主な原因は、拙速に再生可能エネルギー政策を推し進め、十分な検討もせずに不備なFIT法を成立させたことにある。現在、毎年、固定価格を見直して調整をしてはいるが、FIT法成立直後の高額な固定価格の長期間買取制度をもはや変更することはできず、その期間が満了するのを待つしかない。もし、これを反故にすれば至る処で行政訴訟が発生するであろう。今後、再エネ賦課金が高額になればなるほど、FIT制度に対する不支持派が増えていき、ドイツのように国民の怒りとなって爆発するのは時間の問題であると思われる。少なくとも、FIT法に総量規制の規定を入れるべきではないだろうか。

## 2. スラップ訴訟

太陽光発電の乱開発によって環境破壊が広がり、住環境の破壊が起きている。筆者も実際に山梨県北杜市の太陽光発電の実態を調査したが、その状況はひどく、特に太陽光発電設備の手抜き工事が多かった。この主な原因は、太陽光発電設備が建築基準法で規定する工作物ではないことに由来する<sup>121)</sup>。また、建築基準法の工作物でないだけでなく、電気事業法の対象外とするため、メガソーラーを50kWに小分けして設置することも行われている。

筆者が見ただけでも、金属製のパイプで足場の部分を作っていたり、ドラム缶にコンクリートを流し込み、その上に太陽光パネルを置いてあるだけのものもあった。この上に、数百キロもある太陽光パネルが設置される<sup>122)</sup>。はたして、20年間もつかはなはだ疑問である。太陽光発電に

よる森林の伐採は景観を損なうだけでなく、自然災害を誘発するおそれもある。このような状況下では、地域住民が太陽光発電の建設に反対することは当然であり、実際に各地で住民訴訟が起きている<sup>123)</sup>。

このような住民の反対運動を違法に抑圧するためのスラップ訴訟に対しては、わが国は、現在無防備ともいえる。米国カリフォルニア州では、上述のように、被告がスラップ訴訟であると申し立てをすれば裁判所が予備審を開き、原告に対して勝訴の見込みが50%以上であることの疎明をさせ、疎明ができなければ訴えは棄却され、弁護士費用は原告の負担とされる<sup>124)</sup>。この方法を用いれば、相当程度スラップ訴訟を回避できるであろう。

しかし、米国は、表現の自由を尊重することから名誉棄損が認められにくいから、この方法が功を奏するが、わが国では、米国に比べ名誉棄損が認められ易いことから、勝訴の見込みが50%以上という基準をクリアすることが考えられ、この方法による解決は難しいと思われる。しかしながら、裁判の趣旨・目的に則り、訴訟の目的を客観的に判断しスラップ訴訟として棄却することは可能ではないだろうか。例えば、以下の2つのステップによる分析を行うことによって、スラップ訴訟であると判断することは十分に可能であろう。

- ① その損害賠償額が、算定方法・根拠が曖昧であり高額であること
- ② 客観的に見て、実質的に、被告の公共的・社会的活動を抑圧することになること

いずれにせよ、スラップ訴訟に対しては、太陽光発電事案のみならず、何らかの法規制が必要であると思われる。

## VI. 結びにかえて

FIT法が成立する前年の2011年6月15日、衆議院会館で開かれた自然エネルギーの普及を目指す超党派議員や民間人の集会で、FIT法成立に対する意欲を述べる菅直人首相（当時）のスピーチがYouTubeで公開されている<sup>125)</sup>。民主党政権下で成立したFIT法は、国の再生可能エネルギー政策を強力に推進する法律ではあったが、プレーキのないレーシングカーのようなもので、あちらこちらにぶつかり、社会的な問題を次々と起こしたことは否めない。

はたして、これらの問題が、東日本大震災の津波の問題で議論されたような「想定外」のものであったかどうかは疑わしい。強力な法律であればあるほど、その影響は測り切れず、将来どのような問題が発生するかは、十分に検討すべきであり、未然に防止できるものは当然手当てをしておくべきであったであろう。

具体的には、少なくともFIT法に総量規制を入れておくべきであったと思われる。総量規制さえあれば、電力供給過多による電気事業者の再生可能エネルギー電気の買取中止は避けられたであろう。また、無秩序な再エネ賦課金の高騰も避けることができ、将来の電気料金の試算も現在よりも正確に行えたのではないだろうか。

一方、スラップ訴訟に対しては、わが国は全くの無防備な状態が続いている。米国では、1980年代からスラップ訴訟についての議論がなされ、カリフォルニア州をはじめ多くの州で反スラップ法が制定された。わが国は2010年代に入り、やっと重い腰を上げ、スラップ訴訟についての議論を始めたところであるが、具体的な法整備の実現に向けての大きな動きはない。スラップ訴訟

に対する法整備は急ぐ必要があるだろう。法に携わる者は、すべからく将来起こり得る社会的現象に、もっと敏感になる必要があるのではないだろうか。

\* 本研究は、平成30年度科学研究費（16K13333）の研究成果の一部である。

- 1) IPCC第4次報告書（IPCC Forth Assessment Report）は、国連の下部組織である気候変動に関する政府間パネル（IPCC）によって2007年に発行された地球温暖化に関する報告書である<<https://www.ipcc.ch/assessment-report/ar4/>>（as of Mar 14, 2019）。その後2014年にIPCC第5次報告書が発行されている<<https://www.ipcc.ch/assessment-report/ar5/>>（as of Mar 14, 2019）。現在、IPCC第6次報告書の準備を行っている<<https://www.ipcc.ch/assessment-report/ar6/>>（as of Mar 14, 2019）。
- 2) 温室効果ガス（Greenhouse Gas：GHG）とは、対流圏オゾン、二酸化炭素、メタンなど、大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、温室効果をもたらす気体の総称である。
- 3) 太陽光発電協会「太陽光発電を取り巻く状況と今後の展望」（平成29年6月8日）（スマートコミュニティサミット2017）13頁<<https://www.nedo.go.jp/content/100866077.pdf>>（as of Mar 13, 2019）。
- 4) 太陽光発電協会・前掲注3）14頁。
- 5) 資源エネルギー庁「エネルギー基本計画」（平成30年7月）<[http://www.enecho.meti.go.jp/category/others/basic\\_plan/pdf/180703.pdf](http://www.enecho.meti.go.jp/category/others/basic_plan/pdf/180703.pdf)>（as of Jan 22, 2019）。
- 6) 自民党の議員立法により、2003年6月7日に成立した<[http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws\\_search/lsg0500/detail?lawId=414AC1000000071](http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=414AC1000000071)>（as of Mar 14, 2019）。
- 7) 長期エネルギー需給見通し（エネルギーミックス）とは、電力の安定供給を図るため、再生可能エネルギーや火力、水力、原子力など多様なエネルギー源を組み合わせることで電源構成を最適化することをいう。資源エネルギー庁「2030年エネルギーミックス実現に向けた対応について～全体整理～」（資料1-4）（2018年3月26日）13頁<[http://www.enecho.meti.go.jp/committee/council/basic\\_policy\\_subcommittee/025/pdf/025\\_008.pdf](http://www.enecho.meti.go.jp/committee/council/basic_policy_subcommittee/025/pdf/025_008.pdf)>（as of Mar 13, 2019）。
- 8) 高田寛「2030エネルギーミックスにおける政策及び法的課題－再生可能エネルギー及び原子力発電を中心に－」企業法学研究2018第7巻2号1～2頁<<http://www.jabl.org/denshifile2018.html>>（as of Apr 1, 2019）。
- 9) 再生可能エネルギーの電源構成比率は、2010年度が10%、2016年度が15%と飛躍的に伸びている。資源エネルギー庁「2030年エネルギーミックス必達のための対策～省エネ・再エネ等～」（2017年11月28日）（資料2）15頁<[http://www.enecho.meti.go.jp/committee/council/basic\\_policy\\_subcommittee/022/pdf/022\\_006.pdf](http://www.enecho.meti.go.jp/committee/council/basic_policy_subcommittee/022/pdf/022_006.pdf)>（as of Mar 13, 2019）。
- 10) 物質に光を当ててことで起電力が発生する現象。
- 11) <https://kikakurui.com/c8/C8960-2012-01.html>（as of Mar 13, 2019）。
- 12) <http://www.solartech.jp/>（as of Mar 13, 2019）。
- 13) [http://www.solartech.jp/cell\\_type/](http://www.solartech.jp/cell_type/)（as of Mar 13, 2019）。
- 14) 光エネルギーを電気に変換する効率のこと。単結晶シリコン太陽電池には、変換効率20%を超えるような高いものもある。
- 15) 太陽光発電の中でも、出力が1 MW（1000kW）を超える大規模太陽光発電システムをいう。なお、メガソーラーを設置するためには、約2ヘクタールの広い土地が必要である。

- 16) 今村雅人『最新再生エネビジネスがよ〜くわかる本』（秀和システム、2016年）42～43頁。
- 17) 第一東京弁護士会環境保全対策委員会『再生可能エネルギー法務』（勁草書房、2016年）112頁。
- 18) 第一東京弁護士会環境保全対策委員会・前掲注17) 113頁。
- 19) 「パネル」又は「アレイ」の設置には「野立て太陽光」と「屋根上太陽光」がある。「野立て太陽光」とは、広い土地に太陽光発電パネルを設置するもので、「屋根上太陽光」とは、一般の住宅等の屋根の上に太陽光発電パネルを設置するものである。
- 20) 第一東京弁護士会環境保全対策委員会・前掲注17) 113～114頁。
- 21) 資源エネルギー庁HP「太陽光発電」<[http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saiene/renewable/solar/index.html](http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/renewable/solar/index.html)>（as of Mar 31, 2019）。
- 22) 資源エネルギー庁・前掲注7) 1頁。2010年の電源構成は、石油9%、石炭27%、LNG28%、原子力26%、再生可能エネルギー10%であったものが、2016年の電源構成は、石油9%、石炭33%、LNG40%、原子力2%、再生可能エネルギー15%であり、火力全体64%が83%に上がった。これは福島第一原子力発電所事故の影響により原子力発電の比率が激減したからである。
- 23) 資源エネルギー庁・前掲注7) 1頁）。
- 24) The 3<sup>rd</sup> session of the conference of the parties to the UNFCCC。
- 25) Kyoto Protocol to the United Nations Framework Convention on Climate Change <<https://unfccc.int/resource/docs/convkp/kpeng.pdf>>（as of Mar 13, 2019）。
- 26) 今村・前掲注16) 38頁。
- 27) The 21<sup>th</sup> session of the conference of the parties to the UNFCCC。
- 28) IEA（International Energy Agency：国際エネルギー機関）は、第1次石油危機後の1974年に、キッシンジャー米国防務長官（当時）の提唱を受けて、OECDの枠内における機関として設立された <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/energy/iea/iea.html>>（as of Mar 13, 2019）。
- 29) 今村・前掲注16) 38頁。
- 30) 今村・前掲注16) 38頁。
- 31) 今村・前掲注16) 38～39頁。
- 32) 経済産業省編『エネルギー白書2018』（経済産業省、2018年）168頁。
- 33) 今村・前掲注16) 70頁。
- 34) 経済産業省編・前掲注32) 169頁。
- 35) 今村・前掲注16) 49頁。
- 36) 今村・前掲注16) 52頁。
- 37) SBエナジーHP「発電所一覧」（2018年10月現在）（一般家庭1世帯当たりの消費電力を3,600kWh/年で算出。）(<<https://www.sbenergy.co.jp/ja/business/list/>>)（as of Mar 31, 2019）。
- 38) 今村・前掲注16) 52頁。
- 39) 今村・前掲注16) 52頁。
- 40) 太陽光発電協会（Japan Photovoltaic Energy Association：JPEA）<<http://www.jpea.gr.jp/>>（as of Mar 14, 2019）。
- 41) 太陽光発電関係の出荷統計については、太陽光発電協会（JPEA）HPに詳しい<<http://www.jpea.gr.jp/document/figure/index.html>>（as of Mar 31, 2019）。
- 42) 日本電機工業会＝太陽光発電協会「太陽光発電システム保守点検ガイドライン」（2016年12月28日制定）<[http://www.jpea.gr.jp/pdf/161228\\_pv\\_maintenance.pdf](http://www.jpea.gr.jp/pdf/161228_pv_maintenance.pdf)>（as of Mar 13, 2019）。
- 43) 今村・前掲注16) 64～65頁。
- 44) FIT（Feed-in Tariff）とは、電力を買い取る助成制度のことであり、“Feed-in”は「入れる、供給す



- る」、"Tariff"には「関税、電気などの公共料金の請求方式」などの意味がある。
- 45) 2012年施行、2017年改正。2019年4月に新たな改正が予定されている。
  - 46) FIT制度とは、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスの再生可能エネルギー源を用いて発電された電気を、国が定める価格で一定期間電気事業者が買い取ることを義務付ける制度をいう。
  - 47) 電気事業者に対して、一定量以上の新エネルギー等を利用して得られる電気の利用を義務付けることにより、新エネルギー等の利用を推進していく法。RPSとは、Renewables Portfolio Standardの略。
  - 48) 高田・前掲注8) 7頁。
  - 49) 電気事業者とは、電気事業法2条1項9号に規定する一般送配電事業者及び同項13号に規定する特定送配電事業者をいう (FIT法2条1項)。2016年の改正FIT法では、再生可能エネルギー電気の買取義務者が、小売電気事業者から送配電事業者に変更された。改正FIT法の施行日 (2017年4月1日) 以降、新たに買取契約を締結する場合、FIT電気は送配電事業者が買い取ることとなる。それ以前の買取契約分については、引き続き小売電気事業者の買い取りとなる。
  - 50) 第一東京弁護士会環境保全対策委員会編・前掲注17) 38頁。高田・前掲注8) 7頁。
  - 51) 経済産業省調達価格等算定委員会HP<[http://www.meti.go.jp/committee/gizi\\_0000015.html](http://www.meti.go.jp/committee/gizi_0000015.html)> (as of Mar 13, 2019)。
  - 52) 第一東京弁護士会環境保全対策委員会編・前掲注17) 103頁。
  - 53) 高田・前掲注8) 7～8頁。
  - 54) 高田・前掲注8) 8頁。
  - 55) 高田・前掲注8) 8～9頁。
  - 56) 2012年度は0.22円、2013年度は0.35円、2014年度は0.75円、2015年度は1.58円、2016年度は2.25円、2017年度は2.64円、2018年度は2.90円と、年々上昇を続けている (資源エネルギー庁「2030年エネルギーミックス実現へ向けた対応について」(平成30年3月26日) 11頁) <[http://www.enecho.meti.go.jp/committee/council/basic\\_policy\\_subcommittee/025/pdf/025\\_008.pdf](http://www.enecho.meti.go.jp/committee/council/basic_policy_subcommittee/025/pdf/025_008.pdf)> (as of Mar 15, 2019)。
  - 57) 大量の電気を消費する事業所で、国が定める要件に該当する者は、再エネ賦課金の額が減免される (FIT法37条1項)。
  - 58) 資源エネルギー庁・前掲注56) 12頁。
  - 59) 一般財団法人電力中央研究所「固定価格買取制度 (FIT) による買取総額・賦課金総額の見通し (2017年度版)」(No.Y16507) (2017年3月) <<https://criepi.denken.or.jp/jp/serc/source/pdf/Y16507.pdf>> (as of Mar 15, 2019)。
  - 60) 高田・前掲注8) 10頁。
  - 61) DIRECTIVE 2009/28/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 23 April 2009 on the promotion of the use of energy from renewable sources and amending and subsequently repealing Directives 2001/77/EC and 2003/30/EC <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/HTML/?uri=CELEX:32009L0028&from=EN>> (as of Mar 15, 2019)。
  - 62) 第一東京弁護士会環境保全対策委員会編・前掲注17) 96頁。
  - 63) 第一東京弁護士会環境保全対策委員会編・前掲注17) 97頁。
  - 64) 現在はEEG2017が最新である<[https://www.gesetze-im-internet.de/eeg\\_2014/](https://www.gesetze-im-internet.de/eeg_2014/)>(as of Jan 22, 2019)。
  - 65) 高田・前掲注8) 10頁。第一東京弁護士会環境保全対策委員会編・前掲注17) 98～99頁。
  - 66) 第一東京弁護士会環境保全対策委員会編・前掲注17) 99頁。
  - 67) 2017年4月30日の日曜日には、休日であったこともあって、ドイツ国内で消費される電力の85%を再生可能エネルギーで賄うことができた。
  - 68) 高田・前掲注8) 11頁。

- 69) 高田・前掲注8) 18頁。
- 70) 第一東京弁護士会環境保全対策委員会編・前掲注17) 99頁。
- 71) 高田・前掲注8) 11頁。
- 72) 第一東京弁護士会環境保全対策委員会編・前掲注17) 100頁。
- 73) 第一東京弁護士会環境保全対策委員会編・前掲注17) 100～101頁。
- 74) 第一東京弁護士会環境保全対策委員会編・前掲注17) 100～101頁。
- 75) 第一東京弁護士会環境保全対策委員会編・前掲注17) 100～101頁。
- 76) Friend of Earth Japan (FoE Japan) HP<<https://foejapan.wordpress.com/2017/09/18/170918/>> (as of Mar 13, 2019)。
- 77) 北杜市は、日照時間が長いことでも知られ、山の斜面も多いことから太陽光発電に適した場所であり、北杜市も地域活性化のため、太陽光発電事業を推進してきた。なお、北杜市は76%が森林である。
- 78) 筆者は、2017年8月に当地を訪れ、住人（原告）である渡部（わたべ）義明夫妻から直に話を聞くことができた。
- 79) Friend of Earth Japan (FoE Japan) HP<<https://foejapan.wordpress.com/2017/09/18/170918/>> (as of Mar 13, 2019)。
- 80) 北杜市太陽光発電設備設置に関する指導要領（平成26年9月1日）（告示75号）<[https://www.city.hokuto.yamanashi.jp/~reiki-web/reiki\\_honbun/r112RG00001375.html](https://www.city.hokuto.yamanashi.jp/~reiki-web/reiki_honbun/r112RG00001375.html)> (as of Mar 13, 2019)。
- 81) 北杜市景観条例（平成23年3月25日）（条例3号）<[https://www.city.hokuto.yamanashi.jp/~reiki-web/reiki\\_honbun/r112RG00001168.html](https://www.city.hokuto.yamanashi.jp/~reiki-web/reiki_honbun/r112RG00001168.html)> (as of Mar 13, 2019)。
- 82) 北杜市HP「北杜市太陽光発電設備設置に関する指導要領」<[https://www.city.hokuto.yamanashi.jp/docs/taiyoukou\\_shidouyoukou.html#13087173610](https://www.city.hokuto.yamanashi.jp/docs/taiyoukou_shidouyoukou.html#13087173610)> (as of Mar 13, 2019)。
- 83) Friend of Earth Japan (FoE Japan) HP<<https://foejapan.wordpress.com/2017/09/18/170918/>> (as of Mar 13, 2019)。
- 84) 長野地裁伊那支部判平成27年10月28日判時2291号84頁。
- 85) わが国でスラップが明確に論じられたのは、幸福の科学事件（東京地判平成13年6月29日）である。
- 86) 米国デンバー大学のジョージ・プリング教授とペネロペ・キャナン両教授による造語（澤藤統一郎「スラップ訴訟とはなにか」法学セミナー741号（2016年10月）18頁。
- 87) 青木歳男「スラップ概論」消費者法ニュースNo.106（2016年）4頁。
- 88) 澤藤藤一郎「スラップ訴訟とは何か」法学セミナーNo.741（2016年）17～18頁。神山智美「住民等の反対運動に対する事業者による訴訟対応—事業者体住民および事業者体地方公共団体の長等—」富大経済論集62巻3号（2017年）54（524）頁。
- 89) 特に名誉棄損訴訟においては、損害額の評価が定まらない訴訟類型であることから、請求金額をいくらでも高額に設定できる（青木・前掲注87）4頁）。
- 90) 青木・前掲注87) 4頁。
- 91) 神山・前掲注88) 48（518）～49（519）頁。
- 92) 神山・前掲注88) 49（519）～51（521）頁。
- 93) 木嶋日出夫「伊那太陽光発電スラップ訴訟」消費者法ニュースNo.106（2016年）12頁。
- 94) 木嶋・前掲注93) 11頁。
- 95) 最三小判昭和63年1月2日民集42巻1号1頁。
- 96) 神山・前掲注88) 54（524）頁。
- 97) 木嶋・前掲注93) 11頁。
- 98) 青木・前掲注87) 8頁。

- 99) 青木・前掲注87) 8頁。
- 100) 木嶋・前掲注93) 12頁。
- 101) 青木・前掲注87) 8頁。
- 102) その数は28州を越えている(藤田尚則「アメリカにおける『戦略に基づく公的参加封じ込め訴訟』(SLAPP)」消費者法ニュースNo.106(2016年)32頁。
- 103) Code of Civil Procedure-Section 425.16-California's Anti-SLAPP law <<http://www.casp.net/california-anti-slap-first-amendment-law-resources/statutes/c-c-p-section-425-16/>> (as of Mar 13, 2019)。
- 104) 青木・前掲注87) 6～7頁。
- 105) 青木・前掲注87) 7頁。
- 106) 青木・前掲注87) 8頁。
- 107) 伊那市再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドライン<[http://www.inacity.jp/kurashi/kankyo\\_keikan/energy/h30gaidokaisei.files/h30.4.1kaiseigaido.pdf](http://www.inacity.jp/kurashi/kankyo_keikan/energy/h30gaidokaisei.files/h30.4.1kaiseigaido.pdf)> (as of Mar 13, 2019)。
- 108) 伊那市HP「伊那市再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドラインの改正」(2018年4月1日)<[http://www.inacity.jp/kurashi/kankyo\\_keikan/energy/h30gaidokaisei.html](http://www.inacity.jp/kurashi/kankyo_keikan/energy/h30gaidokaisei.html)> (as of Mar 13, 2019)。
- 109) 伊那市HP・前掲注108)。
- 110) 資源エネルギー庁「事業計画策定ガイドライン(太陽光)」(改訂版)(2018年4月)<[http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saiene/kaitori/dl/fit\\_2017/legal/guideline\\_sun.pdf](http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/guideline_sun.pdf)> (as of Mar 13, 2019)。
- 111) 資源エネルギー庁・前掲注110) 3頁。
- 112) 太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン(第二版)<<https://www.env.go.jp/press/files/jp/110514.pdf>> (as of Mar 13, 2019)。
- 113) 環境省HP「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン(第二版)について」<<https://www.env.go.jp/press/106294.html>> (as of Mar 13, 2019)。
- 114) 第一東京弁護士会環境保全対策委員会編・前掲注17) 102～103頁。
- 115) 代表的なものとしては、固定価格が決定される時期が、改正前は認可の時であったので、多くの太陽光発電事業者は、コストが下がるまで、太陽光発電の設置を行わなかったことが問題となり、法改正が行われた。
- 116) 高田・前掲注8) 18～19頁。
- 117) 高田・前掲注8) 18～19頁。
- 118) FIT法が成立したのは民主党政権時代であり、事業者の代表としてソフトバンクがリードしたと言われている。
- 119) <https://www.youtube.com/watch?v=MMKUz6cbQIo> (as of Mar 14, 2019)。
- 120) 高田・前掲注8) 18頁。
- 121) 国土交通省「太陽光発電設備等に係る建築基準法の取扱いについて」(国住指第4936号)(平成23年3月25日)<<http://www.mlit.go.jp/common/000138954.pdf>> (as of Mar 2019)。
- 122) 石井孝明「太陽光発電の環境破壊を見る(上)―山梨県北斗市」を例に」Global Energy Policy Research (GEPR) HP記事(2015年7月6日)<<http://www.gepr.org/ja/contents/20150706-01/>> (as of Mar 2019)。
- 123) NHK静岡NEWS WEB「メガソーラー住民訴訟初公判」(2019年3月15日)<<https://www3.nhk.or.jp/lnews/shizuoka/20190315/3030002280.html>> (as of Mar 19, 2019)。

明治学院大学 法と経営学研究所年報創刊号（2019年度）

124) 青木・前掲注87) 6頁。瀬木比呂志「スラップ訴訟、名誉棄損損害賠償請求訴訟の現状・問題点と  
そのあるべき対策（立法論）」法学セミナー741号（2016年10月）31頁。

125) <https://www.youtube.com/watch?v=KtTs90arTZc> (as of Mar 19, 2019)。